

三田市総合福祉保健センター条例新旧対照表

現行	改正案								
<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 保健センター (2) 地域包括支援センター (3) 高齢者デイサービスセンター (4) 障害者生活支援センター (5) 身体障害者デイサービスセンター (6) 障害者就業支援センター</p> <p><u>(7) 多目的ホール、会議室、研修室その他の施設</u></p> <p>2 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 市民の健康の保持及び増進に関すること。 (2) 高齢者福祉の増進に関すること。 (3) 障害者福祉の増進に関すること。 (4) 児童福祉の増進に関すること。 (5) 地域福祉の促進に関すること。</p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務(使用時間)</u></p> <p>第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、センターの施設のうち、保健センター、地域包括支援センター、高齢者デイサービスセンター、障害者生活支援センター、身体障害者デイサービスセンター及び障害者就業支援センターにあつては、午前9時から午後5時15分までとする。</p> <p>2 省略 (休所日)</p> <p>第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。</p>	<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 保健センター (2) 地域包括支援センター (3) 高齢者デイサービスセンター (4) 障害者生活支援センター (5) 身体障害者デイサービスセンター (6) 障害者就業支援センター <u>(7) 権利擁護・成年後見支援センター</u></p> <p><u>(8) 多目的ホール、会議室、研修室その他の施設</u></p> <p>2 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 市民の健康の保持及び増進に関すること。 (2) 高齢者福祉の増進に関すること。 (3) 障害者福祉の増進に関すること。 (4) 児童福祉の増進に関すること。 (5) 地域福祉の促進に関すること。 <u>(6) 権利擁護・成年後見支援及び生活困窮者の自立支援に関すること。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務(使用時間)</u></p> <p>第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、センターの施設のうち、保健センター、地域包括支援センター、高齢者デイサービスセンター、障害者生活支援センター、身体障害者デイサービスセンター、<u>障害者就業支援センター及び権利擁護・成年後見支援センター</u>にあつては、午前9時から午後5時30分までとする。</p> <p>2 省略 (休所日)</p> <p>第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター及び障害者就業支援センター</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前</td> </tr> </tbody> </table>	施設	休所日	保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター及び障害者就業支援センター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、<u>障害者就業支援センター及び権</u></td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前</td> </tr> </tbody> </table>	施設	休所日	保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、 <u>障害者就業支援センター及び権</u>	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前
施設	休所日								
保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター及び障害者就業支援センター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前								
施設	休所日								
保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、 <u>障害者就業支援センター及び権</u>	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前								

	号に掲げる日を除く。)	<u>利擁護・成年後見支援センター</u>	号に掲げる日を除く。)		
省略		省略			
2 省略	以下省略		2 省略	以下省略	